

21世紀リハビリ研究会規約

- 第1条 名称 この会は「21世紀リハビリ研究会」と称する。
- 第2条 目的 この会は、21世紀のリハビリテーションのあり方を考え、保健、医療及び福祉分野で、その向上と発展を図るために、研究・開発及び啓蒙・普及を推進することを目的とする。
- 第3条 事業 第2条に記載する目的達成のための諸事業を行う。
- 第4条 役員 この会に理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、理事若干名を置く。
また名誉会長及び顧問若干名を置くことが出来る。
- 第5条 理事会 前条の理事長、副理事長、事務局長及び理事による理事会を置く。
- 第6条 会員 この会に入会を希望するものは理事会の入会許可決定をもって会員とする。
この会の主旨に賛同する者で理事会の許可決定が行われたものを賛助会員とする。
- 第7条 運営 この会は会費をもって運営する。
会費の決定、事務局の所在等の運営細則は理事会で決定する。
- 第8条 総会 理事長又は理事会が必要と認めたときに総会を開催する。
理事長又は理事会は理事の増員又は交代に当り総会を召集しなければならない。

(本規約は平成8年3月30日設立大会において決定した。平成8年4月1日より施行する。)